府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　河井　克行
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　菅原　一秀
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　河野　太郎

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「はり」を「貼り」に改め、同条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「はり」を「貼り」に改める。

様式第1から様式第6までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。